



2022年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社日本マイクロニクス  
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川正義  
(コード番号 6871 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員管理本部長 齋藤 太  
(TEL 0422-21-2665)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第51期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2022年3月25日
定款変更の効力発生日	2022年3月25日

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (省 略)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第39条 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>